

狩 猟 税 納 付 書

年 月 日

部県税事務所長 様

下記のとおり納付します。

納税義務者 住 所

氏 名

狩猟者登録番号					
狩猟免許の種類（登録を受ける免許を○で囲んでください。）	第一種銃猟免許 ・ 網猟免許 ・ わな猟免許 ・ 第二種銃猟免許				
狩猟者の登録の区分（該当する場合は番号を○で囲んでください。）	1 対象鳥獣捕獲員 2 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者 3 許可捕獲等の実施者（登録の申請前1年以内に許可を受けて許可捕獲等を行った者） 4 許可捕獲等の従事者（登録の申請前1年以内に許可を受けた者の従事者として許可捕獲等に従事した者）				
免許の種類	税 率 適 用 区 分			税 額 （ 円 ） （該当する金額を○で囲んでください。）	
				狩猟者の登録の区分	
			1・2	3・4	左以外
第一種銃猟	1号	(1) 県民税の所得割額の納付を要する者 (2) 県民税の所得割額の納付を要する者の同一生計配偶者又は扶養親族（農林水産業に従事する者を除く。）	課税 免除	8,200	16,500
	2号 ※	1号に該当する者以外で「狩猟税に関する証明書」（裏面）の証明があるもの		5,500	11,000
網猟又はわな猟	3号	(1) 県民税の所得割額の納付を要する者 (2) 県民税の所得割額の納付を要する者の同一生計配偶者又は扶養親族（農林水産業に従事する者を除く。）		4,100	8,200
	4号 ※	3号に該当する者以外で「狩猟税に関する証明書」（裏面）の証明があるもの		2,700	5,500
第二種銃猟	5号	第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者	2,700	5,500	

備考

- 放鳥獣猟区のみに係る狩猟者の登録の税額は、税率適用区分に応じ、狩猟者の登録の区分の欄の右欄に掲げる税額の4分の1の額となります。
- 放鳥獣猟区のみ登録を受けている者が受ける県下全域に係る狩猟者の登録の税額は、税率適用区分に応じ、狩猟者の登録の区分の欄の右欄に掲げる税額の4分の3の額となります。
- 税率適用区分の2号又は4号の適用を受ける場合は、裏面の証明書により市町村長の証明を受けてください。

狩 猟 税 に 関 す る 証 明 書

住 所

氏 名

上記の者は、 年度分の県民税の所得割額を納付することを要しない者で、

- 1 同一生計配偶者又は扶養親族に該当する者以外のもの
- 2 農業、水産業又は林業に従事する同一生計配偶者又は扶養親族に該当するもの
- 3 県民税の所得割額を納付することを要しない者の同一生計配偶者又は扶養親族に該当するもの

であることを証明します。

年 月 日

市
町
村 長

